東 京 都 廃 棄 物 審 議 会

プラスチック部会（第２回）

会 議 次 第

日時　　平成３０年１０月２４日（水）　午前１０時～１２時

会場　　都庁第二本庁舎　３１階　特別会議室２１

議事　　プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方

＜配付資料＞

資料１　東京都廃棄物審議会プラスチック部会委員名簿

資料２　東京都廃棄物審議会第１回プラスチック部会における主な意見

資料３　プラスチック資源循環戦略（素案）

資料４　IPCC 1.5℃ 特別報告書の概要

資料５　廃プラスチック輸出の状況

資料６　プラスチック資源循環戦略の基本的な考え方
（日本プラスチック工業連盟）

資料７　本部会における議論の全体イメージ（修正版）

参考資料　議事に係る参考文献　等

資料１

東京都廃棄物審議会プラスチック部会委員名簿

（敬称略、五十音順）

	氏　名	所 属（役 職）
	大石　美奈子	公益社団法人日本消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ・ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ・相談員協会 代表理事
	岡 山　朋 子	大正大学人間学部准教授
	金 丸　治 子	日本チェーンストア協会環境委員会委員
	鬼 沢　良 子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
	小 林　治 彦	東京商工会議所理事産業政策第二部長
	佐　藤　　泉	弁護士
部会長	杉 山 涼 子	岐阜女子大学特任教授
	田 崎　智 宏	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター室長
	細 田　衛 士	慶應義塾大学経済学部教授

資料２

東京都廃棄物審議会　第１回プラスチック部会における主な意見

【Ⅰ　資源利用と地球規模の現状について】

○ プラスチックは分解性に問題があるという特性を考慮すべき。
○ 環境的側面、経済的側面及び社会的側面を統合的に向上するという考え方を踏まえ議論し、それに対するデータの裏付けも必要である。
○ プラスチックは石油由来の地下資源を原料としていることを根本的に捉える一方で、軽くて丈夫という特性から、プラスチックにしか使えない製品もあるということも尊重して議論すべき。

【Ⅱ　Ｇｏａｌ（アスピレーション）について】

○ 東京ならではのチャレンジングな目標を立てることが大切。
○ ゴールとは、人々が「世の中が変わってきている」という理解をしてもらい、意識改革に繋がるものであることが大事。
○ ゴールが規制を予測させるものでは、技術開発を阻害してしまう可能性がある。
○ 東京という都市のなかで、クローズドで循環利用できるようにすることが、まずは東京都としての目指す姿ではないか。

【Ⅲ　ターゲットについて】

○ レジ袋の取組を進めるためには、都がモデルとなって、規制なども検討してもらいたい。
○ レジ袋にはコストがかかっていることを、消費者に理解してもらうことは大切であり、レジ袋の有料化は必須である。
○ レジ袋はごみ袋としてもリユースされている。レジ袋削減がごみ減量にどのくらい寄与するのか示す必要がある。
○ 散乱ごみについても、ぜひ検討してもらいたい。例えば、物流業界へ協力の要請など。
○ 街中にごみ箱を設置することは、散乱ごみ対策になる場合も。
○ ごみを持ち帰るというライフスタイルを定着させることも大切。
○ プラスチックの製造業者は様々であるため、いきなり特定の製品の使用規制は死活問題になる場合がある。
○ 資料の「弱者への配慮」を考えるには、高齢者への配慮が必要。

資料３

プラスチック資源循環戦略（素案）

１．　はじめに　― 背景・ねらい ―

○ 近年、プラスチックほど、短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした素材は多くありません。また、プラスチックはその機能の高度化を通じて食品ロスの削減やエネルギー効率の改善等に寄与し、例えば、我が国の産業界もその技術開発等に率先して取り組むなど、こうした社会的課題の解決に貢献してきました。

○ 一方で、金属等の他素材と比べて有効利用される割合は、我が国では一定の水準に達しているものの、世界全体では未だ低く（プラスチック容器包装廃棄物の世界全体での有効利用率 14%[1]、日本での有効利用率 84%[2]）、また、不適正な処理のため世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測される[3]など、地球規模での環境汚染が懸念されています。

○ こうした地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題への対応は、ＳＤＧｓ（持続可能な開発のための 2030 アジェンダ）でも求められているところであり、世界全体の取組として、プラスチック廃棄物のリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理等を行うためのプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を、実効的に進めることが必要です。

○ 我が国は、これまでプラスチックの適正処理や３Ｒを率先して進めてきました。この結果、容器包装等のリデュースを通じたプラスチック排出量の削減、８割を超える資源有効利用率、陸上から海洋へ流出するプラスチックの抑制が図られてきました。

○ 一方で、ワンウェイの容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多いと指摘されていること[4]、未利用の廃プラスチックが一定程度あること[5]、アジア各国による輸入規制が拡大しておりこれまで以上に国内資源循環が求められていることを踏まえれば、これまでの取組をベースにプラスチックの３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を一層推進することが不可欠です。

---

[1]「Single-use plastics: A roadmap for sustainability」（国連環境計画、2018 年）
[2]「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況　2016 年」（一般社団法人プラスチック循環利用協会）
[3]「THE NEW PLASTICS ECONOMY RETHINKING THE FUTURE OF PLASTICS」（エレン・マッカーサー財団、2016 年）
[4]「Single-use plastics: A roadmap for sustainability」（国連環境計画、2018 年）
[5] 一般社団法人プラスチック循環利用協会によれば、約 140 万トン（16%）に上る。

○ また、我が国は、これまで３Ｒイニシアティブやアジア太平洋３Ｒ推進フォーラムをはじめ、世界の資源循環の取組を牽引してきました。国内対策を推進することはもとより、こうして積み重ねてきた実績・経験を生かし、2019 年６月に我が国で開催するＧ２０等の機会を通じ、我が国発の技術・イノベーション、ソフト・ハードの環境インフラを積極的に海外展開し、世界全体の海洋プラスチック流出の実効的な削減と３Ｒ・適正処理の推進に最大限貢献することが求められます。

○ このため、第四次循環型社会形成推進基本計画（2018 年６月 19 日閣議決定）に基づき、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、アジア各国による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略を策定し、これに基づく施策を国として推進していきます。

○ 本戦略の展開を通じて、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、日本モデルとして我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げ、地球規模の資源・廃棄物制約と海洋プラスチック問題解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出など、新たな成長の源泉としていきます。

２．　基本原則　*― ３Ｒ + Renewable （持続可能な資源）―*

○ ①　ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、
②　より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えた上で、
③　できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、
④　使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（熱回収によるエネルギー利用を含め）を図ります。
　特に、可燃ごみ指定収集袋など、その利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラスチックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ、確実に熱回収します。
　いずれに当たっても、経済性及び技術可能性を考慮し、また、製品・容器包装の機能（安全性や利便性など）を確保することとの両立を図ります。

○ また、海洋プラスチック問題に対しては、陸域で発生したごみが河川等を経由して海域に流出することに鑑み、上記の３Ｒの取組や適正な廃棄物処理を前提に、海洋

プラスチックゼロエミッションを目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進し、プラスチックの海洋流出を防止します。また、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染を防止します。

○ さらに、国際的には、こうした我が国の率先した取組を世界に広め、アジア・太平洋、アフリカ等の各国の発展段階や実情に応じてオーダーメイドで我が国のソフト・ハードの経験・技術・ノウハウをパッケージで輸出し、世界の資源制約・廃棄物問題、海洋プラスチック問題、気候変動問題等の同時解決や持続可能な経済発展に最大限貢献します。

○ 以上に当たっては、国民レベルの分別協力体制や優れた環境・リサイクル技術など我が国の強みを最大限生かし伸ばしていくとともに、国民、ＮＧＯ、事業者、地方自治体、国等による関係主体の連携協働や、技術・システム・消費者のライフスタイルのイノベーションを推進し、幅広い資源循環関連産業の振興により、我が国経済の成長を実現していきます。

３．　重点戦略　*― 実効的な①資源循環、②海洋プラ対策、③国際展開、④基盤整備 ―*

(1) プラスチック資源循環

➢ リデュース等の徹底

○ ワンウェイの容器包装・製品のリデュース等、経済的・技術的に回避可能なプラスチックの使用を削減するため、以下のとおり取り組みます。

➢ ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、不必要に使用・廃棄されることのないよう、消費者に対する声かけの励行等はもとより、レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）をはじめ、無償頒布を止め「価値づけ」をすること等を通じて、消費者のライフスタイル変革を促します。

その際には、中小企業・小規模事業者など国民各界各層の状況を十分踏まえた必要な措置を講じます。

また、国等が率先して周知徹底・普及啓発を行い、こうした消費者のライフスタイル変革に関する国民的理解を醸成します。

➢ 代替可能性が見込まれるワンウェイの容器包装・製品等については、技術開発等を通じて、その機能性を保持・向上した再生材や、紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進します。

➢ ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の環境負荷を踏まえ、軽量化等の環境配慮設計やリユース容器・製品の利用促進、普及啓発を図ります。

➢ このほか、
・モノのサービス化
・シェアリング・エコノミー
・修繕・メンテナンス等による長寿命化、再使用
など、技術・ビジネスモデル・消費者のライフスタイルのイノベーションを通じたリデュース・リユースの取組を推進・支援します。

➢ **効果的・効率的で持続可能なリサイクル**

○ 使用済プラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を図るため、以下のとおり取り組みます。

➢ 「分ければ資源、混ぜればごみ」の考えに立って、資源化のために必要な分別回収・リサイクル等が徹底されるよう推進を図ります。このため、プラスチック資源について、幅広い関係者にとって分かりやすく、システム全体として効果的・合理的で、持続可能な分別回収・リサイクル等を適正に推進するよう、そのあり方を検討します。また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品についても陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り分別、リサイクル等が行われるよう取組を推進します。

➢ 質が高いプラスチック資源の分別回収・リサイクルを促す観点から、回収拠点の整備推進を徹底しつつ、事業者や地方自治体など多様な主体による適正な店頭回収や拠点回収の推進や、最新のＩｏＴ技術も活用した効果的・効率的で、より回収が進む方法を幅広く検討します。

➢ 分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用における各主体の連携協働と全体最適化を通じて、費用最小化と資源有効利用率の最大化を社会全体で実現する、持続的な回収・リサイクルシステム構築を進めます。
　この一環として、
・分別が容易で、リユース・リサイクルが可能な容器包装・製品の設計・製造
・市民・消費者等による分別協力と選別等の最新技術の最適な組み合わせを図ります。
・分別・選別されたプラスチック資源の品質・性状等に応じて、循環型社会形成推進基本法の基本原則を踏まえて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化を図ります。

➢ 生産拠点の海外移転の進展や、アジア各国の輸入規制をはじめ国際的な資源循環の変化に迅速かつ適切に対応し、国内におけるリサイクルインフラの質的・量的確保や利用先となるサプライチェーンの整備をはじめ、適切な資源循環体制を率先して構築します。

- 易リサイクル性等の環境配慮設計や再生材・バイオマスプラスチックの利用などのイノベーションが促進される、公正かつ最適なリサイクルシステムを検討します。

- **再生材・バイオプラスチックの利用促進**

○ プラスチック再生材市場を拡大し、また、バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進を図るため、以下のとおり取り組みます。

- リサイクル等の技術革新やインフラ整備支援を通じて利用ポテンシャルを高めるとともに、バイオプラスチックについては低コスト化・高機能化や、特に焼却・分解が求められる場面等への導入支援を通じて利用障壁を引き下げます。

- また、グリーン購入法等に基づく国・地方自治体による率先的な公共調達、リサイクル制度に基づく利用インセンティブ措置、低炭素製品としての認証・見える化、消費者への普及促進などの総合的な需要喚起策を講じます。

- プラスチック再生材の安全性を確保しつつ、繰り返しの循環利用ができるよう、プラスチック中の化学物質の含有情報の取扱いの検討・整理を行います。また、これらの化学物質に係る分析測定・処理を含めた基盤整備の充実を図ります。

- 可燃ごみ用指定収集袋などの燃やさざるを得ないプラスチックについては、原則としてバイオマスプラスチックが使用されるよう、取組を進めます。

- その他、バイオプラスチックについては、環境・エシカル的側面、生分解性プラスチックの分解機能の発揮場面（堆肥化、バイオガス化等）やリサイクル調和性等を整理しつつ、用途や素材等にきめ細かく対応した「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定し、静脈システム管理と一体となって導入を進めていきます。

(2) 海洋プラスチック対策

○ 海洋プラスチックゼロエミッションを目指し、（１）のプラスチック資源循環を徹底するとともに、海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を促し国民的機運を醸成し、①犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底した上で、清掃活動を含めた陸域での廃棄物適正処理、②マイクロプラスチック流出抑制対策、③海洋ごみの回収処理、④海洋ごみの実態把握について、以下のとおり取り組みます。

- 犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた措置を強化し、また、各地域で行われている不法投棄・ポイ捨て防止アクション、美化・清掃活動と一体となっ

て、プラスチックの陸域から海への流出を抑制します。特に流域単位で連携した取組が有効であり、各主体による連携協働の取組を支援します。

- ２０２０年までに洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減を徹底するなど、マイクロプラスチックの海洋への流出を抑制します。
  また、プラスチック原料・製品の製造、流通工程はじめサプライチェーン全体を通じてペレット等の飛散・流出防止の徹底を図ります。

- 地方自治体等への支援等を通じて、地域の海岸漂着物等の回収処理を進めます。

- 海外由来も含め、我が国近海沿岸における漂流・漂着・海底ごみの実態把握のため、モニタリング・計測手法等の高度化及び地方自治体等との連携強化とともに国際的な普及を進め、我が国のみならず世界的な海洋ごみの排出削減につなげていきます。

(3) 国際展開

○ 我が国として、プラスチック資源循環及び海洋プラスチック対策を率先垂範することはもとより、そこで得られた知見・経験・技術・ノウハウをアジア太平洋地域はじめ世界各国に共有しつつ、必要な支援を行い、世界をリードすることで、グローバルな資源制約・廃棄物問題等と海洋プラスチック問題の同時解決に積極的に貢献していきます。このため、各主体との連携協働により以下の取組を進めます。

- 途上国における海洋プラスチックの発生抑制等、地球規模での実効性のある対策支援を進めていきます。
  具体的には、各国に適した形での適正な廃棄物管理システムを構築し、資源循環の取組を進めていくことが喫緊の課題であり、我が国の有する
  ・分別収集システム、法制度等のソフト・インフラの導入
  ・リサイクル・廃棄物処理施設等のハード・インフラの導入
  ・廃棄物の適正な埋立指導や現地の人材育成等のキャパシティビルディング
  ・プラスチック代替品やリサイクル技術等に関するイノベーション・技術導入
  の支援など、アジア・太平洋、アフリカ等の相手国ニーズ・実情に応じたオーダーメイド輸出により、我が国産業界とも一体となった国際協力・国際ビジネス展開を積極的に図ります。

- 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築を進めていきます。
  具体的には、我が国としてモニタリング・計測手法等の高度化や地球規模での海洋プラスチックの分布・動態に関する把握・モデル化、生態影響評価等の研究開発を率先して進めるとともに、モニタリング手法の国際調和・標準化や東南アジアをはじめとした地域におけるモニタリングのための人材育成、実証事業等による研究ネットワーク体制の構築を通じて、海洋ごみの世界的な削減に貢献

していきます。

(4) 基盤整備

○ 以上の取組を横断的に行っていくための基盤として、①社会システムの確立、②資源循環関連産業の振興、③技術開発、④調査研究、⑤連携協働、⑥情報基盤、⑦海外展開基盤について、以下のとおり取り組みます。

- 国民レベルでの分別協力体制、優れた環境技術等の強みを最大限生かしながら、効果的・効率的で持続可能なリサイクルシステムを構築します。このため、分別協力、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅等を含めた文化、コミュニティ、制度・仕組み、各主体の連携協働体制、選別・洗浄・原料化等のリサイクル施設・設備、下支えする静脈システム等のソフト・ハードのインフラ整備やサプライチェーン構築を図ります。

- 資源循環の担い手となる動脈から静脈に渡る幅広いリサイクル・資源循環関連産業の振興・高度化、国際競争力の強化や、これらの産業における人材の確保・育成等を多面的に支援・振興します。

- 技術や消費者のライフスタイルのイノベーションを促すため、
  ・再生可能資源であるバイオマスプラスチック、紙等の代替製品の開発や転換
  ・リサイクル困難製品の易リサイクル化や革新的リサイクル技術の開発
  ・IoT や AI 等の最新技術を活用した次世代・ベンチャービジネスの育成
  ・あらゆる場面へのシェアリング・エコノミーの展開
  などを総合的に支援・後押しします。

- マイクロプラスチックの人の健康や環境への影響、海洋への流出状況、流出抑制対策等に関する調査研究等を推進します。

- 海洋プラスチック問題等の解決に向けて、あらゆる普及啓発・広報を通じて海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を促しつつ、国民的気運を醸成し、国民、ＮＧＯ、事業者、研究機関、地方自治体、国等の幅広い関係主体が一つの旗印の下連携協働して、ポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、海洋ごみの発生防止に向けてワンウェイ等の“プラスチックとの賢い付き合い方”を進める「プラスチック・スマート」を強力に展開します。
  　具体的には、各主体による、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅、清掃活動や海洋ごみの回収等に関する取組や、プラスチック代替製品の開発利用等を通じたワンウェイのプラスチックの排出抑制、回収・リサイクルの徹底、再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）の率先利用、海外における廃棄物管理システムの構築支援、環境月間、３Ｒ推進月間等における各主体の実効

的な連携協働の取組などを推進します。
　また、「プラスチック・スマートフォーラム」を立ち上げ、関係主体の取組及び成果の共有等を行うことで、継続的な取組展開を図るための基盤作りを進めます。

- 実効性のある取組のベースとなる、プラスチック生産・消費・排出量や有効利用量などのマテリアルフローを各主体と連携しながら整備を図ります。
　また、国際的に広がりを見せる「ＥＳＧ投資」（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資））や「エシカル消費」（人や社会、環境に配慮した消費行動）において、企業活動を評価する一つの判断材料として捉えられうることを踏まえた適切な情報基盤の整備等の検討・実施を図ります。

- 関係する府省庁が緊密に連携しつつ、国際協力機構（ＪＩＣＡ）、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）、アジア開発銀行、地方自治体や我が国の企業等とも協力しながら、我が国の有する知見・経験や優れた環境技術、リサイクルシステムや廃棄物発電などの世界各地へのソフト・ハードのインフラ・技術、人材育成等も含めた総合的な環境インフラ輸出を、強力に展開します。

４．　おわりに　―今後の戦略展開―

○ 以上の戦略的展開を通じて、我が国のみならず、世界の資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、気候変動等の課題解決に寄与すること（天然資源の有効利用、海洋プラスチックゼロエミッションや温室効果ガスの排出抑制）に加え、動静脈にわたる幅広い資源循環産業の発展を通じた経済成長や雇用創出[6]が見込まれ、持続可能な発展に貢献します。

○ 本戦略の展開に当たっては、以下のとおり世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定し、国民各界各層との連携協働を通じて、その達成を目指すことで、必要な投資やイノベーションの促進を図ります。

（リデュース）

- 消費者はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、代替品が環境に与える影響を考慮しつつ、２０３０年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で２５％排出抑制するよう目指します。

---

[6] 例えば、我が国において未利用プラスチックをすべて有効利用し、また、再生利用、再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）の利用を一定程度拡大した場合、
- 経済効果として＋約 1.4 兆円/年
- 雇用創出効果として＋約４万人
- 温室効果ガス削減量として－約 6.5 百万 t-CO2/年

のプラスの効果（世界全体に単純に拡大した場合、それぞれ＋約 54 兆円/年、＋約 154 万人、－約 240 百万 t-CO2/年）が見込まれるとの民間研究機関の試算がある。

（リユース・リサイクル）

- ２０２５年までに、プラスチック製容器包装・製品のデザインを、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、技術的に分別容易かつリユース可能又はリサイクル可能なものとすることを目指します（それが難しい場合にも、熱回収可能性を確実に担保することを目指します）。

- ２０３０年までにプラスチック製容器包装の６割をリサイクル又はリユースし、かつ、２０３５年までにすべての使用済プラスチックを熱回収も含め１００％有効利用するよう、国民各界各層との連携協働により実現を目指します。

（再生利用・バイオマスプラスチック）

- 適用可能性を勘案した上で、政府、地方自治体はじめ国民各界各層の理解と連携協働の促進により、２０３０年までに、プラスチックの再生利用を倍増するよう目指します。

- 導入可能性を高めつつ、国民各界各層の理解と連携協働の促進により、２０３０年までに、バイオマスプラスチックを最大限（約２００万トン）導入するよう目指します。

○ 今後、本戦略に基づき、関係する府省庁が緊密に連携しながら、国として予算、制度的対応などあらゆる施策を総動員してプラスチックの資源循環を進めていきます。また、施策の進捗状況を確認しつつ、最新の科学的知見に基づく見直しを行っていきます。

○ また、各主体の自主的な取組を後押しし、国内外における連携協働の取組を更に推進していきます。

（以上）

資料４

IPCC『1.5℃ 特別報告書』（概要） 2018.10.6 公表

○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 48 回総会(10/1～10/6 ＠仁川(韓国) にて。

1 現状のまま推移すると、「2040 年頃（2030～2052）に 1.5℃上昇」

○産業革命以降、人間活動で概ね１℃(0.8℃～1.2℃)の上昇をもたらしたと推定
○早ければ 2030 年には 1.5℃を超える。
○産業革命から現在までの人為排出による温暖化は、数世紀から千年の間続き、さらに長期にわたる海面上昇などの気候システムの変化の原因となり続ける。
○気候関連リスクは、1.5℃上昇した場合は、現状よりも高くなるが、2℃上昇よりも低くなる。

2 「1.5℃」上昇の場合と、「2℃」上昇の場合とでは、被る影響に大きな違い（robust difference）があること等が初めて明らかに。

	1.5℃	2℃
極端な気候	「洪水」リスクが **100%**増加	「洪水」リスクが **170%**増加
水（厳しい干ばつ）	**３億 5000 万人**の都市居住者が、厳しい干ばつに晒される	**４億 1000 万人**の都市居住者が、厳しい干ばつに晒される
少なくとも５年に１回深刻な熱波を被る世界人口	**14%**	**37%**
北極での「海氷のない夏」	少なくとも **100 年に一度は**	少なくとも **10 年に一度**
世界の珊瑚礁	**70%**は 2100 年までに消失	**ほぼ全て**が 2100 年までに消失

(出典：WWF 等からの資料)

3 「1.5℃未満」にするための軌道（シナリオ）

○**2030 年に 2010 年比 45%削減（約半減）**
2050(2045-2055)年頃には実質ゼロ（ネットゼロ）にする必要

＊「2℃未満」の場合・・2030 年までに 20%削減し、2075(2065-2080)年頃に実質ゼロ

・短期的には、エネルギー需要の削減、再エネ利用の拡大等で。
・電力供給　再エネ電力:2030 年 60%。2050 年には 70～85%に。石炭発電:2050 年ほぼゼロ

○都市での取組重要

4 SDGs との関係

○パリ協定の下に提出された各国の削減目標では、たとえ 2030 年以降に非常に大きく野心的な削減が追加的に実施されたとしても、1.5℃未満に抑えることはできない。

○(SDGs が掲げる)持続可能な開発目標や貧困撲滅、公正の実現に向けた、気候変動の影響は、1.5℃未満に抑えた場合の方が(2℃未満よりも)より大きく回避する事が可能

資料５

廃プラスチック輸出の状況

○　日本から輸出された廃プラスチックは安価な人件費で選別され、中国等で再生資源として利用されてきた。

○　中国の規制導入後、日本からの輸出はタイ、ベトナム、マレーシアへ向かったが、これらの国でも輸入規制が始まっている。
・マレーシア⇒10 月から廃プラスチックの輸入に課税
・台湾⇒10 月から輸入規制（工業系・単一素材以外は輸入禁止）

○　アジア諸国ではリサイクルプロセスでの環境管理が不十分な場合がある。
特に、未分別・未洗浄のプラスチックくずを輸出する場合には緩い環境管理の可能性が高い。

⇒輸出への安易な依存から脱却する必要がある。

○　輸入規制の影響で国内の廃プラスチックの処理費は上がっているが、排出事業者には十分に浸透していないとの指摘もある。

⇒廃プラスチックのリサイクルにはコストがかかるということを、排出事業者に広報していく必要がある。

日本からのプラスチックくずの輸出量の推移（輸出先別）

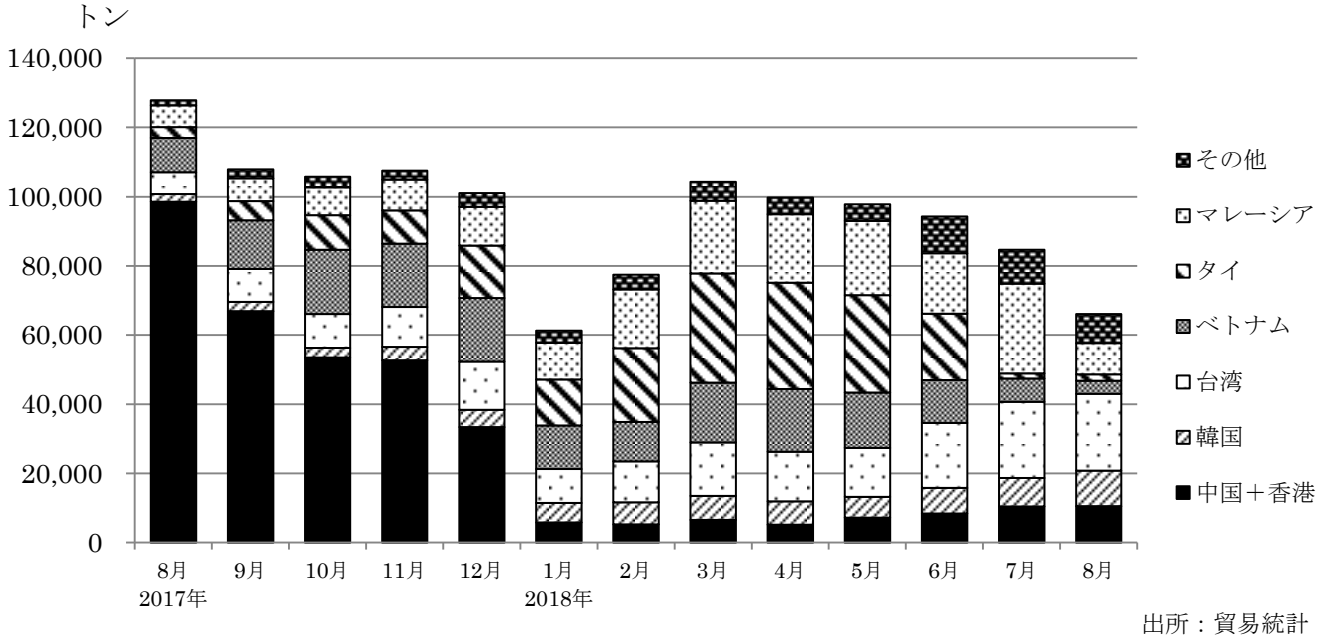

出所：貿易統計

資料6

日本プラスチック工業連盟の プラスチック資源循環戦略の基本的な考え方

2018年10月17日

ープラスチック最適利用社会の実現に向けて、
行政・国内外の関連業界等との連携のもとにー

- プラスチックの多様かつ有用な機能を生かし、ライフサイクルの視点から環境負荷を削減することにより、環境配慮との両立を目指す
- プラスチックのより賢い使用のために、使用者・消費者との理解促進と協働に取り組む
- ケミカルリサイクルやエネルギー回収等の有効利用を進めながら、再生材の利用促進に向けて、使用者・消費者とともに新しい価値および新規需要の創出に努める
- バイオプラスチックの活用等、持続可能な社会実現に貢献するプラスチックのイノベーションに取り組む
- プラスチック業界が率先してサプライチェーンを通じた海洋プラスチック問題の解決に取り組む

（参考）プラスチック資源循環戦略策定の経緯

2017/5 総会　4ヵ年計画で「適切なリサイクルのあり方に関する提言」を2018年から検討すること決定

2018/5総会　プラスチック戦略を検討・発信すること決定

2018/6/19　第4次循環型社会形成推進基本計画閣議決定
プラスチック資源循環戦略を策定すること記載

2018/6/20　欧州プラスチック戦略勉強会開催（68名参加）
まずは、3つのWGと環境委員会でプラスチック資源循環戦略策定を開始

2018/7/18　中央環境審議会循環型社会部会
プラスチック資源循環戦略小委員会の設置を決定

2018/8/23　プラスチック資源循環委員会設置を決定

2018/9/14　第1回プラスチック資源循環委員会開催

2018/10/12 第2回プラスチック資源循環委員会開催
基本的な考え方審議

資料７

※アンダーラインは、前回部会からの修正部分

本部会における議論の全体イメージ（案）

・短期的にしなければならないことだけではなく、2050～2100 年を見通した議論をする。
・Goal（長期的な方向性）と Target（そこに向けて、現実を考えた目標）を区別する。

Ⅰ　資源利用と地球環境の現状

1）資源利用全般
- ・資源利用量の推移と将来予測
- ・気候変動、生物多様性の損失

2）プラスチックに特有の状況
- ・プラスチックは食品の長期保存を可能にしており、食品ロス削減のために重要
- ・様々な機能を有するとともに経済性や軽量性に優れる。
- ・最終処分の段階では、埋立処分または焼却施設等での CCS によらない限り、大気中に CO2 を排出
- ・海洋プラスチックのリスク（海洋環境中で分解しないため）
  - － 海洋生物への直接的影響
  - － 海洋生態系への影響（→水産資源への影響の可能性）
  - － 有害物質のリスク（含有物質、吸着物質）
  - － その他（生物種の長距離移動による生態系かく乱、自然景観の阻害　等）

※日本からの排出量は中国や東南アジア諸国等に比べると少ないとされているが、無視できる量できる量ではない。（都内の散乱ごみ→下水道・河川→海）

Goal ≒ アスピレーション（志）

Ⅱ　21 世紀後半に目指すべき資源利用の姿（長期的視点）

1）国際的な目標

・パリ協定

- 21 世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロ（人為的な排出量と人為的な吸収量をバランスさせる）
- 日本は 2050 年に温室効果ガス 80%減を目標としている。
- 産業革命前と比較して 1.5℃未満に気温上昇を抑えるには、2050 年前後に実質ゼロを達成する必要がある。（IPCC 1.5℃特別報告書）

・生物多様性条約 戦略計画 2011-2020 のビジョン

2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる

・SDGs 持続可能性の 3 つの側面（経済、社会、環境）

- 5 つの P、17 のゴール
- 特に目標 12「持続可能な消費・生産（責任ある消費・生産）」

2）目指すべき資源利用の姿

・持続可能な資源利用、ゼロ・ウェイスティングへの大胆な転換が必要

※ゼロ・ウェイスティング

東京 2020 大会組織委員会の持続可能性に配慮した運営計画が掲げた理念。Waste という動詞が無駄にする、土地を荒廃させるなどの意味を持つことを踏まえ、サプライチェーン全体で資源をムダなく活用し、資源採取による森林破壊・土地の荒廃等と、廃棄による環境負荷をゼロにすること。

① 新規資源投入量の最少化

② クローズドで循環利用（リユース及び水平リサイクル）

③ 環境中への排出はゼロ

3）資源種別ごとの整理

区分		（例）	資源利用に関わる課題
バイオマス資源（再生可能資源）		食料、木材・紙等	耕作地、人工林の拡大による自然地の減少⇒CO2 排出、生態系の損失
地下資源	化石燃料系資源	プラスチック等	最終処分により CO2 を排出
	金属資源	鉄、非鉄、レアメタル	製錬で多量のエネルギー消費を要することにより CO2 排出、掘削量が膨大
	非金属鉱物資源	岩石、砂、石灰石等	掘削量が膨大、セメント製造時に CO2 排出

21 世紀後半には、

- 化石燃料の消費は CCS 分を除きほぼゼロ（化石燃料由来のプラスチックはほぼゼロ）
- バイオマス資源（バイオプラスチックを含む。）の消費は生物多様性が回復・保全され生態系サービスが維持される範囲（持続可能性が確認された範囲）
- 金属・非金属の鉱物資源は、製錬等に使用するエネルギー及び資源採掘に伴う自然環境の改変に関して、化石燃料・バイオマス資源と同じ

Ⅲ　先進国の主要都市として果たすべき役割

1）都市の役割

・21 世紀は都市の世紀
・東京は資源供給で他地域に大きく依存、産廃の処分も他地域に依存
・都市は人、資源、情報のネットワークのハブ

2）共通だが差異ある責任

・新たな開発の道筋としての持続可能な開発
　先進国におけるデカップリング・資源効率の向上、途上国との連携
　（SDG-12.1：持続可能な消費・生産をリードする先進国の責任）　※気候正義

⇒ 都としてチャレンジングな施策を掲げることの重要性

Target ≒ 具体的な行動

Ⅳ　短期的に取り組むべきプラスチック対策（国に求める施策、都独自の施策）

１）施策の方向（方法論）

・消費者の意識を変える

※チームもったいない

Saving Food、Saving Materials、Saving Energy に向けて消費者の行動変容を促すため、2018 年 8 月に、産業界や NGO の参画を得て都が設立した枠組み

・事業者に取組を促す仕組みをつくる

- 供給側事業者
- 事業系プラスチックの排出事業者

・新たなビジネスモデルの構築を支援する

・市民・事業者・行政の連携

・自治体間の連携

・弱者への配慮、高齢者への配慮

2）施策の具体的内容

※参考となる施策例

・各国におけるレジ袋規制
・EU の使い捨てプラスチック指令案
・シャルルボワ・ブループリント、海洋プラスチック憲章　等

① 必要性が低い、使い捨てプラスチックの削減／繰り返し使えるものやバイオマスへの代替の促進

- 需要側の取組：・・・
- 供給側の取組：・・・
- 「必要性」は個々の消費者の事情によって差がある。

② 循環利用を推進、クローズに近づける

- 再生資源の需要拡大：グリーン購入、・・・
- 効率的な分別収集等：容器包装リサイクル法による分別収集の徹底、・・・
- 高効率な循環利用：・・・

（エネルギー回収を行う場合は効率を重視する必要がある。焼却発電は最後の方法。）

③ 環境中への排出をゼロに近づける

- 散乱ごみ対策の強化

・都内の散乱ごみに関するデータの集積
・公衆用ごみ容器等に関する論点
・屋外で使用されるプラスチック製品等の管理等に関する関連業界への協力要請

3）国際的連携

持続可能な資源利用に向けた途上国都市とのパートナーシップ

プラスチックに関する課題と対策の関連

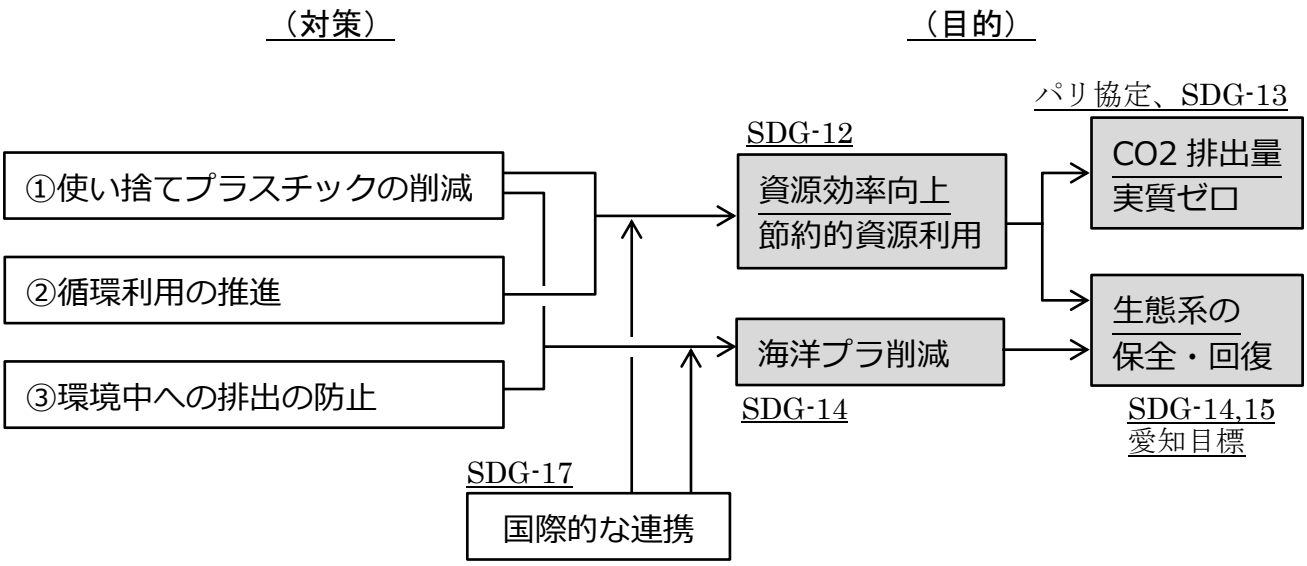

参考資料

資源採取量の推移と将来予測

○　世界の資源採取量の推移（資源種別）

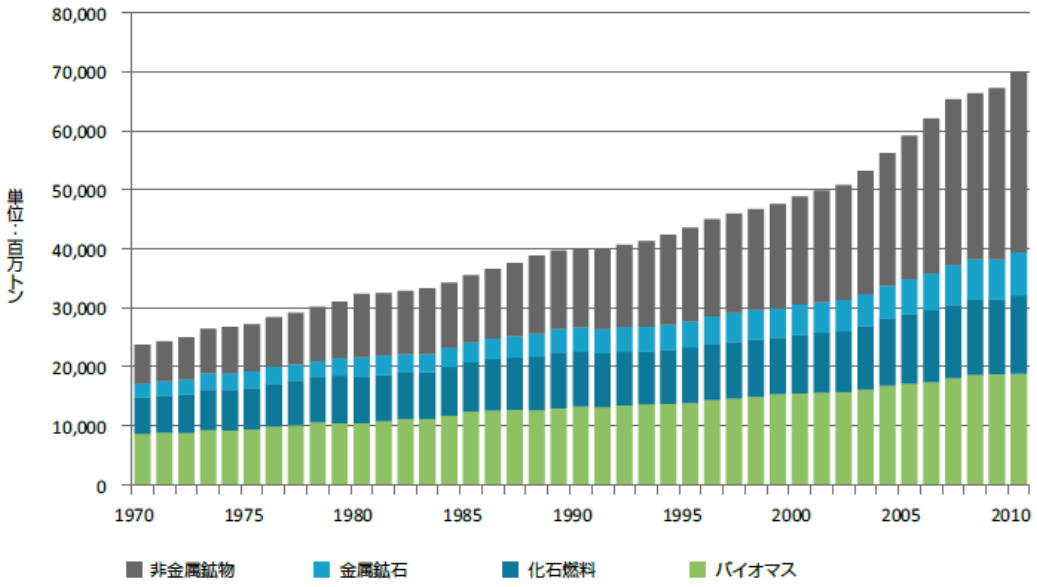

出典：国際資源パネル「世界の物質フローと資源生産性　政策決定者向け要約(p.17),2016」

○　世界の資源採取量の将来予測（資源種別）

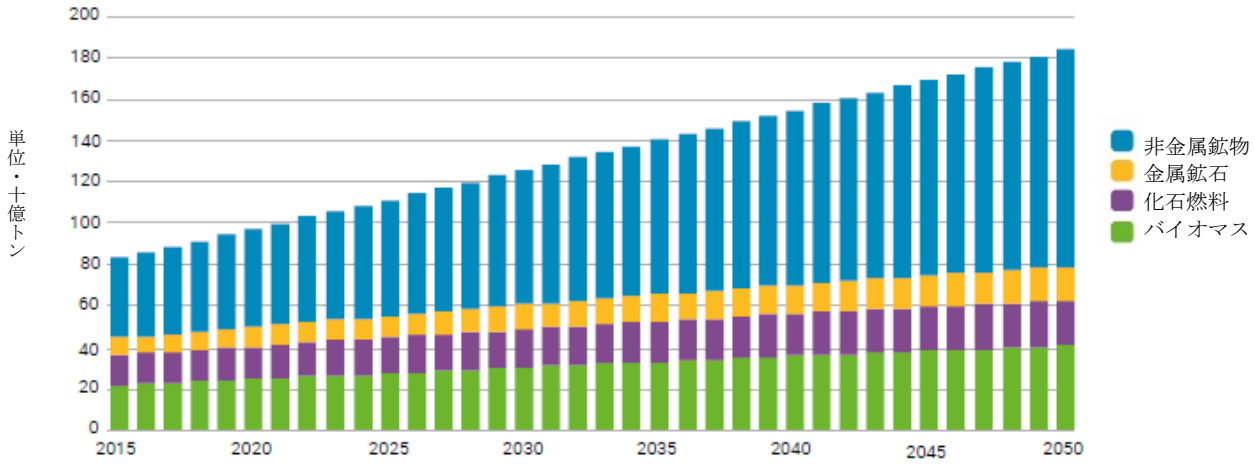

出典：国際資源パネル

「Assessing Global Resource Use Summary for Policymakers(p.14),2017」

エコロジカル・フットプリント

エコロジカル・フットプリントは、人間が消費するすべての資源を生産し、発生する廃棄物（現時点では化石燃料、土地利用変化、セメントから排出される二酸化炭素のみ）を吸収するために必要なバイオキャパシティ（生物生産性）を土地面積に換算して示したもの。

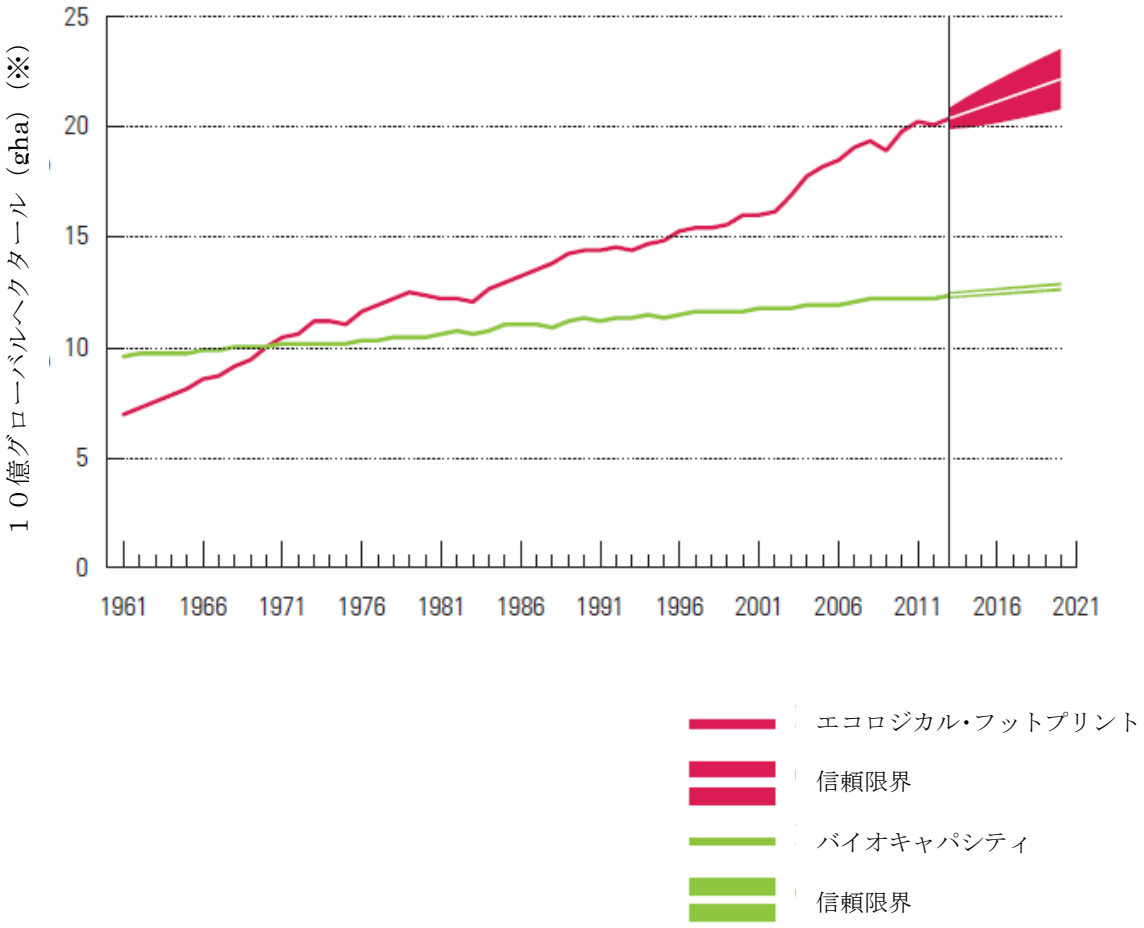

（※）1 gha ＝ 世界の平均的な力をもつ生物生産が可能な土地面積の 1ha

出典：WWF「生きている地球レポート２０１６要約版（p.20）」
WWF Living Planet Report 2016 (p.83)

生きている地球指数（ＬＰＩ）

生きている地球指数（ＬＰＩ：Living Planet Index）は、さまざまな脊椎動物の個体群データを集め、経年の個体数の平均変動率を算出することで生物多様性を計測した数値であり、地球の生態学的な状態を表す重要な指標となっている。

ＬＰＩは世界の脊椎動物 3,706 種（ほ乳類、鳥類、魚類、両生類、は虫類）の 14,152 の個体群に関するデータを基にしている。

ＬＰＩによると、1970 年から 2012 までに脊椎動物の個体数は全体として 58%低下した。（図、信頼限界の上限と下限：-48%~-66%）

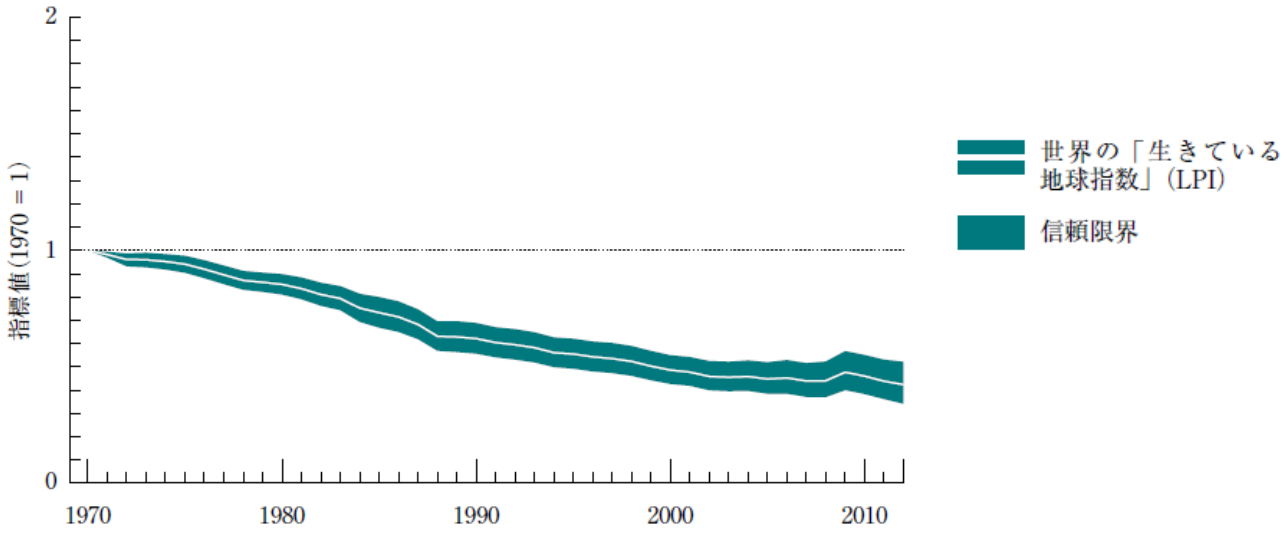

出典：WWF「生きている地球レポート２０１６要約版（p.6）」

都内の散乱ごみ（例）

（写真提供）
全国川ごみネットワーク

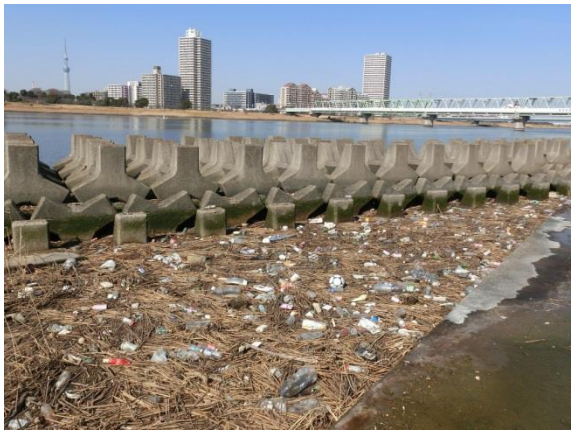

（写真提供）
ＮＰＯ法人荒川クリーンエイド・フォーラム

持続可能な開発目標（SDGｓ）

2015 年 9 月「国連持続可能な開発サミット」で採択されたもので、国連加盟 193 か国が 2016～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。17 の目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

【目標 12　持続可能な生産消費形態を確保する】

12.1　持続的な消費と生産に関する 10 年枠組みプログラム（10YFP）を実施し、先進国主導の下、開発途上国の開発状況や能力を勘案し、すべての国々が対策を講じる。

12.2　2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3　2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライ・チェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.4　2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響
を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5　2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6　大企業や多国籍企業をはじめとする企業に対し、持続可能な慣行を導入し、定期報告に持続可能性に関する情報を盛り込むよう奨励する。

12.7　国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8　2030 年までに、あらゆる場所の人々が持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

【目標14　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する】

14.1　2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

（以下略）

東京は資源供給で他地域に大きく依存

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」

東京は、他地域から供給される資源を多量に消費している。また、企業の本社機能の多くが集積しており、東京は持続可能な資源利用に向けた大きな影響力と責任を有している。

2012 年度時点では、我が国は年間約 13.6 億トンの天然資源を消費しているが、その６割を輸入に依存している。一方で、一度使用した資源の再生利用（循環的利用）量は約 2.4 億トンであり、年間に投入される天然資源の約２割にとどまっている。東京の人口は全国の約 10%であるが、2012 年の都内総支出は国内総支出の約 19.4%を占める。

都内の産業構造を見ると、卸売業、小売業、飲食サービス業の割合が多く、卸売業・小売業の年間商品販売額は全国の約３割を占めている。一方、都内にはメーカー等の工場が少なく、都内で利用される製品等の多くは都外で製造されている。また、日本経済の中心である東京には、企業の本社機能の約４割が集積している。

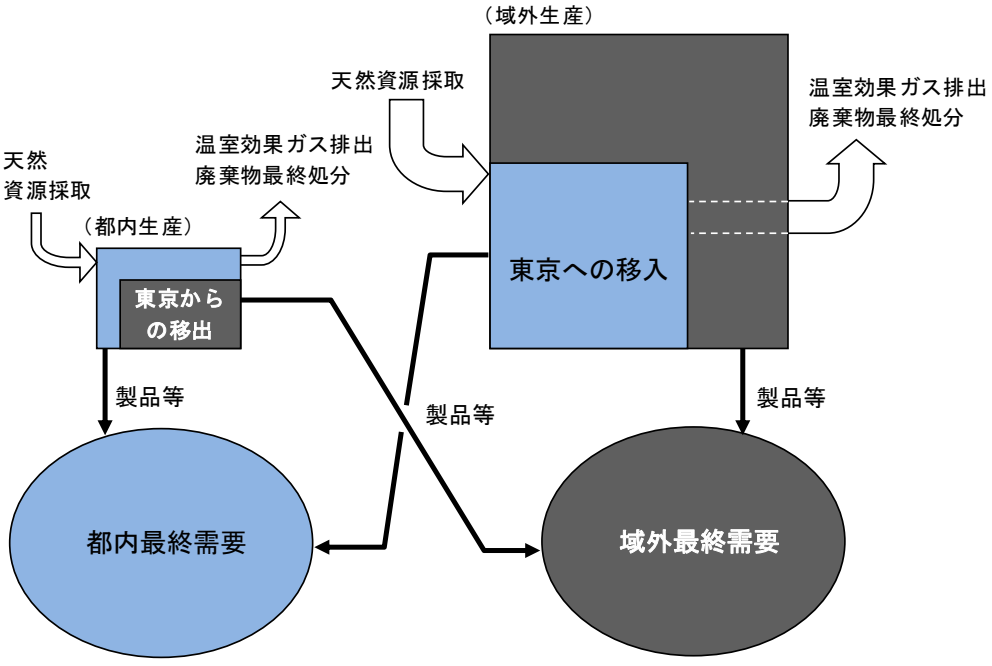

”The Carbon Emissions generated in all that we consume” The Carbon Trust, 2006 を参考に作成

東京は、使用される製品の生産や資源の採取のほとんどが都の域外で行われている。

東京では膨大な量の資源・製品が流入し、消費され、廃棄物として排出されているが、都内で生じる環境負荷は資源循環全体から生じる環境負荷の一部でしかなく、製品等が都内に持ち込まれるまでに、大きな環境負荷が生じている。

図　東京の最終需要

気候正義について

日本学術会議総合工学委員会　エネルギーと科学技術に関する分科会
「パリ協定を踏まえたわが国のエネルギー・温暖化の対策・政策の方向性について（p.9)」より

(4)倫理的言説の影響と社会の「転換」

社会におけるエネルギーの選好や受容には、工学的・経済学的な合理性を超えた原理が働き得ることにも留意が必要である。気候変動問題は、影響被害と対策コストを天秤にかける経済合理性の問題と捉えるよりもむしろ、温室効果ガスの排出にほとんどもしくは全く責任が無いにもかかわらず気候変動の深刻な悪影響を被る脆弱な人々や将来世代の人々の人権問題であるという倫理的な言説があり、「気候正義」（climate justice）と呼ばれる。気候変動において脆弱な人々とは、たとえば国土の消失を心配しなければならない小島嶼国の人々や、旱魃の増加により深刻な食糧危機に見舞われる最貧国の農民などである。

各国のレジ袋対策

	フランス	イギリス（イングランド）	サンフランシスコ市	ニューヨーク市・州	香港
対象となるレジ袋	プラスチック製 厚さ 0.05 mm 未満	プラスチック製	プラスチック製	2016 年、NY 市議会がレジ袋の無償配布を禁止（5 セントの有料化を義務づけ）する条例を可決 ↓ NY 州議会が市独自の規制を禁ずる州法を可決、市条例は施行できず ↓ クオモ知事が設置したタスクフォースが 2017 年 12 月に報告書を公表。レジ袋規制の 8 つのオプションを提示したが、結論は出さず。	プラスチック製
規制の方法	有償・無償を問わず禁止	無償配布を禁止（5 ペンスの有料化を義務づけ）	有償・無償を問わず禁止（生分解性プラスチックの袋、紙袋等には 10 セントの有料化を義務づけ）		無償配布を禁止（50 セントの有料化を義務づけ）
対象となる販売事業者	すべて	従業員 250 人以上	すべて		すべて
施行日	2016 年 7 月	2015 年 10 月 ※2018 年 1 月メイ首相が対象を小規模事業者にも拡大する方針を発表。	2007 年 10 月 →大型店 2012 年 10 月 →食料品店以外すべて 2013 年 10 月 →食品店を含むすべての小売店		2009 年 7 月 →スーパー・コンビニ等、3000 店 2015 年 4 月 →すべて （約 10 万店）
肉・魚などの扱い	肉・魚等の食品を直接包装する場合には、紙または生分解性プラスチックの袋であれば提供可	肉・魚等の食品を直接包装する場合については、有料化義務の対象外			肉・魚等の食品を直接包装する場合については、有料化義務の対象外

※レジ袋規制を導入している主な国・都市

（有料化）中国、アイルランド、ワシントン DC、シカゴなど

（配布禁止）ケニア、カリフォルニア州、ハワイ州の全郡、シアトル、モントリオールなど。2018 年 7 月から、オーストラリアのクイーンズランド州・西オーストラリア州

※EU は、2025 年までに 1 人年間 40 枚に抑制するという目標を加盟国に課している。

※ドイツでは政府が小売業界と協定を締結し、自主的な有料化を促進している。
レジ袋使用枚数はもともと少ない。（1 人年間 70 枚）

使い捨てプラスチックに関するEU指令案の概要

（2018.5.28 欧州委員会）

・消費量の大幅削減のために加盟各国が必要な対策を取らなければならない品目
　－ファストフード等の食品容器、飲料カップ

・販売禁止品目
　－プラスチックの軸の綿棒、カトラリー、ストロー等、風船の棒

・キャップ等が外れないような構造を義務付ける品目
　－飲料ボトル

・ごみとして処分する方法等の表示を義務付ける品目
　－生理用品、ウェットティッシュ、風船

・拡大生産者責任（製造事業者が回収・処理費用等を負担）の対象とする品目
　－ファストフード等の食品容器、飲料ボトル、飲料カップ、漁具等

・2025年までに分別収集率90%を達成するよう加盟各国が必要な対策を取らなければならない品目
　－飲料ボトル

・リサイクル方法やポイ捨てに伴う環境影響について消費者に情報提供する措置を加盟各国が取らなければならない品目
　－上記のすべて

海洋プラスチック憲章の概要（抜粋）

（G7 シャルルボワ・サミットで、日本・アメリカ以外の国が署名）

われわれは、資源効率の高いプラスチック利用を目指して、以下の取組を進めることを誓約する。

1. 持続可能なデザイン・生産等

・2030 年までに再使用・再生利用（代替手段のない場合には原燃料としての有効利用）が可能であるプラスチック 100%を目指して、産業界と連携して取り組む。

・代替物への転換に伴う環境影響を考慮しつつ、必要のない使い捨てプラスチックを大幅に削減する。

・公共機関のグリーン購入により、廃棄物を削減し、再生プラスチック市場及びプラスチック代替品を支援する。

・2030 年までに、適用可能な場合にはプラスチック製品中の再生プラスチックの配合量を 50%以上増加させることを目指して、産業界と連携して取り組む。

2. 回収・処理等及びインフラ

・2030 年までにプラスチック製包装のリサイクル・リユース 55%以上、2040 年までにすべてのプラスチックの有効利用 100%を目指して、産業界及び地方政府等と連携して取り組む。

・国際的取組を加速し、廃棄物・下水道処理施設の整備や革新的ソリューション、などを通じて、海洋ごみの多い地域及び脆弱な地域に対する投資を促進する。

3. 持続可能なライフスタイル及び教育

・プラスチックの海洋への流出を防止する対策を強化するとともに、プラスチック製品・包装の購入時に持続可能なものを選択できるよう表示の規格を強化する。

4. 調査、技術革新及び新技術

・環境に有害な影響を及ぼすことがないよう、革新的プラスチック材料・代替材料の開発及び適切な使用を指導する。

・プラスチックの発生源や人・海の健康への影響等に関する調査研究に協働して取り組む。

5. 海岸における活動

・若者や適格なパートナーとともに海ごみキャンペーンを推進し、意識啓発、データ収集、海岸清掃に全世界的に取り組む。

レジ袋削減に向けた意見交換会　これまでの議論（概要）

第１回　平成２９年１１月１０日（金）
第２回　平成３０年３月２８日（水）

議事
（１）更なるレジ袋の削減に向けた方策について
（２）レジ袋削減キャンペーンの内容について

主な論点
１　消費者、事業者、行政の連携えレジ袋削減を進めるべきところ、消費者にどのように訴えていくか。
２　どのような制度、仕組みが必要か。検討に当たってどのような点に留意すべきか。

主な意見
○　レジ袋無料配布の中止が推進されるよう、条例化を検討すべき。
○　レジ袋削減に取り組む店舗に行政の認証等があれば取組を進めやすい。
○　業態に違いがあり、エコバッグの利用が難しい業態では一律の有料化等は課題が大きい
○　どの業種も同じルールのほうが消費者の理解を得やすい。
○　条例に基づく協定で有料化を進めるべき。同時に例外を認めることも必要。
○　消費者への告知に十分な時間をかけることが必要。
○　マイクロプラスチックの問題があり、地球の資源保護、環境保護という観点から取り組んでいかなくてはならない。
○　東京 2020 大会をトリガーにして消費者の意識を変えていくべき。
○　消費者、事業者、行政の連携なしには進まない。
○　レジ袋の削減目的及びその根拠を明確にしなければ、今後の議論を深めていくことは困難である。また、なぜレジ袋だけの議論なのか、説明が必要。
○　レジ袋の削減だけでなく、レジ袋をもらった人が街中に捨ててしまうことで海洋ごみにならないよう、普及啓発にも力を入れるべき。
○　レジ袋削減に向けた都民のムーブメントを巻き起こすことは、非常に重要。
○　レジ袋削減に向けた対策として、人々のライフスタイルを考慮し、東京都としてのやり方をぜひ検討してもらいたい。

2030 アジェンダが掲げる 5 つの P と 17 のゴール

人間 People

我々は、あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する。

地球 Planet

我々は、地球が現在及び将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。

繁栄 Prosperity

我々は、すべての人間が豊かで満たされた生活を享受することができること、また、経済的、社会的及び技術的な進歩が自然との調和のうちに生じることを確保することを決意する。

平和 Peace

我々は、恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会を育んでいくことを決意する。平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。

パートナーシップ Partnership

我々は、強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別の焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー及び全ての人の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じてこのアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する。

各国におけるプラスチック規制の主な事例

１　フランスにおける使い捨てプラスチック容器の使用規制

○　２０１６年８月３０日に政令を公布し、２０２０年１月１日以降、使い捨てのプラスチック容器について原則使用禁止とする。
○　対象製品：主な構成要素がプラスチックで、使い捨ての想定されているタンブラー、コップ及び皿。
○　例外：家庭用コンポストで堆肥化できる生物由来の素材を５０％使用するプラスチック容器で、２０２５年までにはこの割合を６０％に引き上げる。
○　対象者：プラスチック製の使い捨てタンブラー、コップ及び皿を、自身の経済活動での必要性により、有償あるいは無償で流通・使用、あるいは国内市場に初めて投入する個人または法人。

２　米シアトルにおける使い捨てストロー規制

○　米国ワシントン州シアトルにおいて、２０１８年７月１日付で、プラスチック製の使い捨てストローやカトラリーの提供を禁止する条例が施行。
○　対象製品：使い捨てのプラスチック製ストロー、スプーン、フォーク、ナイフ、マドラー
○　対象者：飲食店及び食料品店
（コーヒーチェーン大手スターバックス含む約５千店舗）
○　違反した場合には罰金２５０ドル

３　米ニューヨーク市における発泡スチロールの使用規制

○　米国ニューヨーク市において、ポリスチレンを原材料とした持ち帰り用使い捨て発泡スチロール容器の使用を禁止する条例が、２０１９年１月１日に施行予定。
○　対象製品：カップ、皿、持ち帰り用容器、トレイなどの使い捨て発泡スチロール容器及びポリスチレンの白い粒を発泡させて固めた緩衝剤（packing peanuts と呼ばれているもの）
○　対象者：飲食店、食料品店、移動式飲食店

出典）フランス　中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会資料
シアトル http://www.seattle.gov/util/cs/groups/public/@spu/@foodyard/documents/webcontent/1_072578.pdf
ニューヨーク
https://www1.nyc.gov/assets/dsny/site/resources/recycling-and-garbage-laws/collection-setout-laws-for-business/foam-ban

容器包装リサイクル法分別収集実施状況

―人口１人当たりのプラスチック製容器包装収集量（kg/人・年）―

千代田区	7.5
中央区	3.0
港区	10.0
新宿区	4.4
文京区	0.0
台東区	0.2
墨田区	0.1
江東区	5.1
品川区	2.9
目黒区	5.5
大田区	0.2
世田谷区	0.0
渋谷区	0.0
中野区	7.1
杉並区	7.9
豊島区	0.9
北区	0.0
荒川区	0.1
板橋区	0.0
練馬区	6.9
足立区	0.0
葛飾区	6.5
江戸川区	3.5
23区平均	3.0

区部多摩平均　5.4

八王子市	10.6
立川市	16.7
武蔵野市	13.1
三鷹市	25.6
青梅市	9.7
府中市	10.6
昭島市	10.3
調布市	29.1
町田市	1.0
小金井市	18.1
小平市	3.6
日野市	0.3
東村山市	15.8
国分寺市	15.5
国立市	8.2
福生市	11.5
狛江市	0.0
東大和市	9.9
清瀬市	14.0
東久留米市	16.1
武蔵村山市	10.5
多摩市	6.4
稲城市	0.1
羽村市	8.5
あきる野市	0.0
西東京市	11.2
瑞穂町	12.3
日の出町	0.0
檜原村	0.0
奥多摩町	0.4
多摩地域平均	10.7